

議案第 16 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための  
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の  
整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定め  
る。

令和元年 9 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための  
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例

(市川市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 市川市個人情報保護条例(昭和 61 年条例第 30 号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第 2 条第 12 号イ中「第 24 条の 6 第 3 号及び第 6 号」を「第 24 条の 6  
第 4 号及び第 7 号」に改める。

第 24 条の 6 第 1 号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条中第  
8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 3 号  
中「第 7 号」を「第 8 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同  
条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 心身の故障により前条第 1 項の提案に係る実施機関非識別加工情報を

その用に供して行う事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

(市川市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 市川市職員の分限に関する条例(昭和26年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「、第24条第1項」を「、同項」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は前項の規定の」に改める。

第24条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「、若しくは失職し」を削る。

第24条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第24条の2の3第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「、若しくは失職し」を削る。

(市川市職員旅費支給条例の一部改正)

第4条 市川市職員旅費支給条例(昭和26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第4項中「第4条第3項」を「次条第3項」に改める。

(市川市職員退職手当支給条例の一部改正)

第5条 市川市職員退職手当支給条例（昭和27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

（市川市下水道条例の一部改正）

第7条 市川市下水道条例（昭和47年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第3項第1号中「エ」を「オ」に改める。

第10条の3第1項第4号アを次のように改める。

ア 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

第10条の3第1項第4号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第5条まで及び附則第3項の規定は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、第1条の規定による改正前の市川市個人情報保護条例又は第7条の規定による改正前の市川市下水道条例の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた処分

その他の行為については、なお従前の例による。

- 3 令和元年12月14日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の市川市一般職の職員の給与に関する条例第13条の2第6項、第24条第1項及び第2項、第24条の2第2号（第13条の2第7項及び第24条の2の3第4項において準用する場合を含む。）並びに第24条の2の3第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第7条の規定による改正後の市川市下水道条例第10条の2の規定は、この条例の施行の日以後に行う指定の申請について適用し、同日前に行った指定の申請については、なお従前の例による。

## 理 由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による成年被後見人等に係る欠格条項の見直しに伴い、本市の関係条例においても同様の措置を講ずるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。